

# 選挙公営（公費負担）の手引き

選挙運動用自動車、ビラ及びポスター

川崎町選挙管理委員会

## 目 次

1 公費負担（選挙公営）制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 諸手続	4
【1】契約締結と契約届出	4
【2】確認申請	4
【3】使用（作成）証明書の交付	4
【4】費用の請求	5
・選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の使用の諸手続について	6
・選挙運動用自動車の借入・燃料代・運転手 （ハイヤー・タクシー以外）の使用の諸手続について	13
・選挙運動用ビラの作成の諸手続について	32
・選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	41
《参考資料》 選挙運動費用の公費負担に関するQ&A	51

## 1 公費負担（選挙公営）制度とは

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を公平に保てるよう、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、川崎町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、川崎町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

## 3 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

【 町長選挙における供託物没収点 】

$$\text{有効投票総数} \times 1 / 10$$

【 町議会議員選挙における供託物没収点 】

$$\text{有効投票総数} \div \text{議員定数} (16 \text{人}) \times 1 / 10$$

※有効投票総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

## 4 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 =322,500円	1と2の契約はどちらかを選択
2 1以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	1日 16,100円×5日 =80,500円	
	② 燃料の供給契約	1日 7,700円×5日 =38,500円	
	③ 運転手の雇用契約	1日 12,500円×5日 =62,500円	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費負担します。ただし、選挙が無投票となった場合は、告示日の1日のみとなります。

※看板取付け、拡声器借上げ及びレンタカーのオプション等は対象外となります。

### (2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限 ①	枚数の上限 ②
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭	町長 5,000枚 議員 1,600枚

#### 【例1】

町長選挙運動用ビラ6,000枚の作成を39,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、39,000円÷6,000枚=6円50銭になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、6円50銭×5,000枚=32,500円が公費負担の対象となります。この額を超える分6,500円は候補者負担になります。

#### 【例2】

町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を14,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、14,000円÷1,600枚=8円75銭になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、7円73銭×1,600枚=12,368円が公費負担の対象となります。この額を超える分1,632円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 73 \text{ 箇所} + 316,250 \text{ 円}}{73 \text{ 箇所 (ポスター掲示場数)}}$ $\doteq 4,874 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$	$73 \text{ 枚} \dots \textcircled{2}$ (ポスター掲示場 73 箇所)

【例 1】

町長選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 400,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $400,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 4,000 \text{ 円}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため  $4,000 \text{ 円} \times 73 \text{ 枚} = 292,000 \text{ 円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える分 108,000 円は候補者負担になります。

【例 2】

町議会議員選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 500,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $500,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 5,000 \text{ 円}$ になります。この場合は、作成枚数が上限を超え、作成単価も上限を超えているため  $4,874 \text{ 円} \times 73 \text{ 枚} = 355,802 \text{ 円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える分 144,198 円は候補者の負担になります。

## 5 諸手続

### 【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届出先 川崎町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・・・・・・立候補届出の時  
契約が立候補届出の後の場合・・・・・・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

#### ◆ 注意

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

### 【2】確認申請

- (1) 確認申請が必要なもの
  - ・ 選挙運動用自動車の燃料代（金額の制限範囲内であることの確認）
  - ・ 選挙運動用ビラの作成（作成限度枚数の確認）
  - ・ 選挙運動用ポスターの作成（作成限度枚数（掲示場数）の確認）
- (2) 確認申請の方法
  - ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
  - ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- (3) 確認申請書の提出先 川崎町選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付
  - ・ 申請に基づき選挙管理委員会から交付します。
  - ・ 交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
  - ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### 【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

#### 【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、川崎町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

##### (1) 請求する際に必要な提出書類

区 分		提出書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシー)	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙)その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】
	上記以外の契約の場合 自動車の借入れ	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙)その2(自動車の借入れ)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】
	燃料代	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】 給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額の分かるもの) ②請求内訳書【様式第7号(別紙)その3(燃料代)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第4号(その2)】 ④確認書(自動車燃料代)【様式第3号(その1)】
	運転手の報酬	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号(その1)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙)その4(運転手)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第4号(その3)】
選挙運動用ビラの作成		①請求書(ビラの作成)【様式第7号(その2)】 ②請求内訳書【様式第7号(その2)(別紙)】 ③ビラ作成証明書【様式第5号】 ④確認書(ビラ作成枚数)【様式第3号(その2)】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書(ポスターの作成)【様式第7号(その3)】 ②請求内訳書【様式第7号(その3)(別紙)】 ③ポスター作成証明書【様式第6号】 ④確認書(ポスター作成枚数)【様式第3号(その3)】
共 通		・口座振替払申出書(町様式) ※各契約業者等の口座登録に必要

##### (2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。その際、支払いが遅れる場合がありますので、ご了承ください。

##### (3) 請求書の提出先

川崎町選挙管理委員会

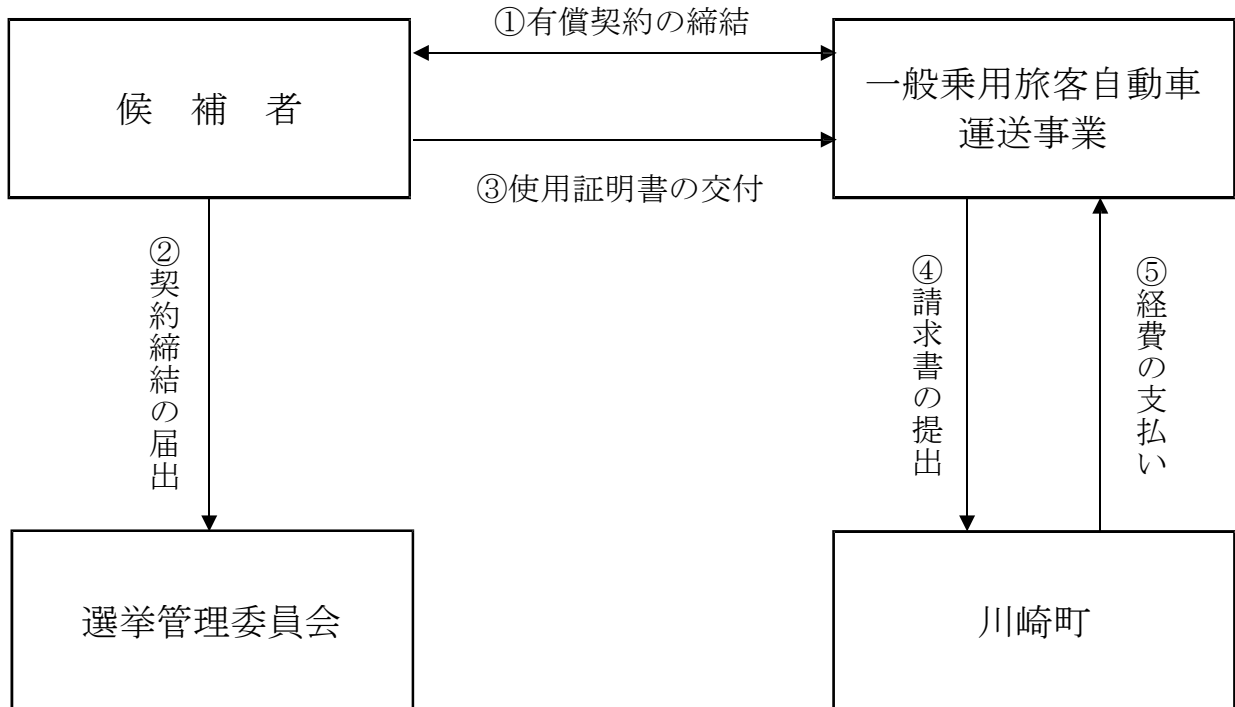
# ①

## 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）



選挙運動用自動車の使用  
(一般乗用旅客自動車運送事業との契約)



順序	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	・選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→選管)	・契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	使用証明書の提出 (候補者→運送事業者)	・選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者→町)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 ・請求内訳書【別紙(その1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町→運送事業者)		

- 注 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は川崎町へ④の請求をすることはできません。
- 2 川崎町に対する上記の請求については、川崎町選挙管理委員会で受け付けます。



# 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

候補者 → 選管

様式第1号(その1)(第2条関係)

契約届出書(選挙運動用自動車の使用)

告示日以降の届出日を記載

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長 殿

契約書と同一の内容を記載

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

## 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年 4月 日	川崎町大字〇〇番地 株式会社〇〇 代表〇〇 〇〇	4月 日から 4月 日まで	250,000 円	
			円	

## 2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	
燃料代				円	
				円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 1の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び2の「契約内容」欄の「契約金額」(「運転手の雇用」を除く。)には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

候補者 → 運送事業者

様式第4号(その1)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

使用最終日以降の  
証明日を記載

令和5年4月 日

令和5年4月23日執行 川崎町○○ 選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の  
内容を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

ハイヤー方式↓

レンタル方式↓

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	川崎町大字○○番地 (株)○○レンタカー 代表 ○○ ○○		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
筑豊○○○わ○○-○○	令和5年4月 日	50,000 円	
〃	令和5年4月 日	50,000 円	
〃	令和5年4月 日	50,000 円	
〃	令和5年4月 日	50,000 円	
〃	令和5年4月 日	50,000 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が川崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、川崎町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
  - (1)以外の場合 16,100 円
- 「運送等金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び7の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、川崎町に支払を請求することはできません。

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

運送事業者 → 川崎町

様式第7号(その1)(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付を記載

令和5年4月 日

川崎町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の  
氏 名  
電 話 番 号

川崎町大字〇〇番地  
(株)〇〇レンタカー  
代表 〇〇 〇〇 (印)  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 250,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

公費負担の限度額以下の  
金額を記載

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ まるまるれんたかー		
口座名義	(株)〇〇レンタカー		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

運送事業者 → 川崎町

別紙(その1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年 4月 日	50,000 円	64,500 円	50,000 円	
令和5年 4月 日	50,000 円	64,500 円	50,000 円	
令和5年 4月 日	50,000 円	64,500 円	50,000 円	
令和5年 4月 日	50,000 円	64,500 円	50,000 円	
令和5年 4月 日	50,000 円	64,500 円	50,000 円	
計			250,000 円	

備考

選挙運動期間の日付を記載

請求書の金額と一致

- 1 (ア)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

## ②

### 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

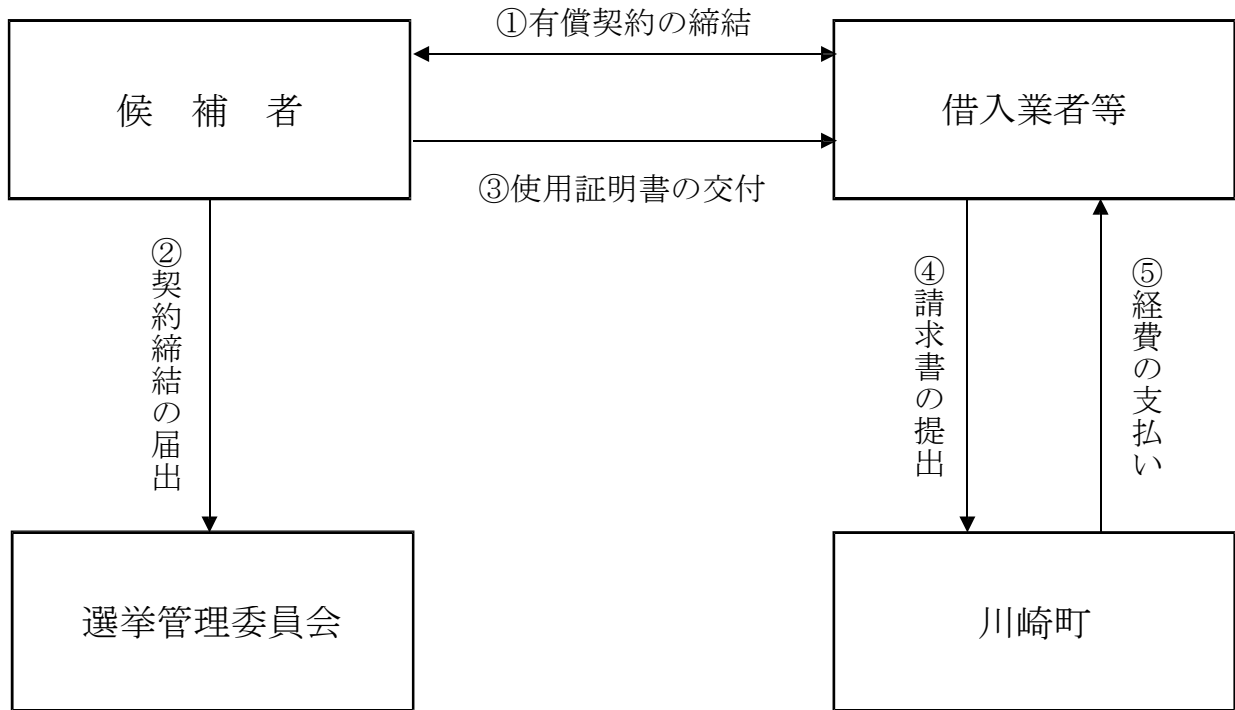
### 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

### 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

## 選挙運動用自動車の使用 (自動車の借入れ)

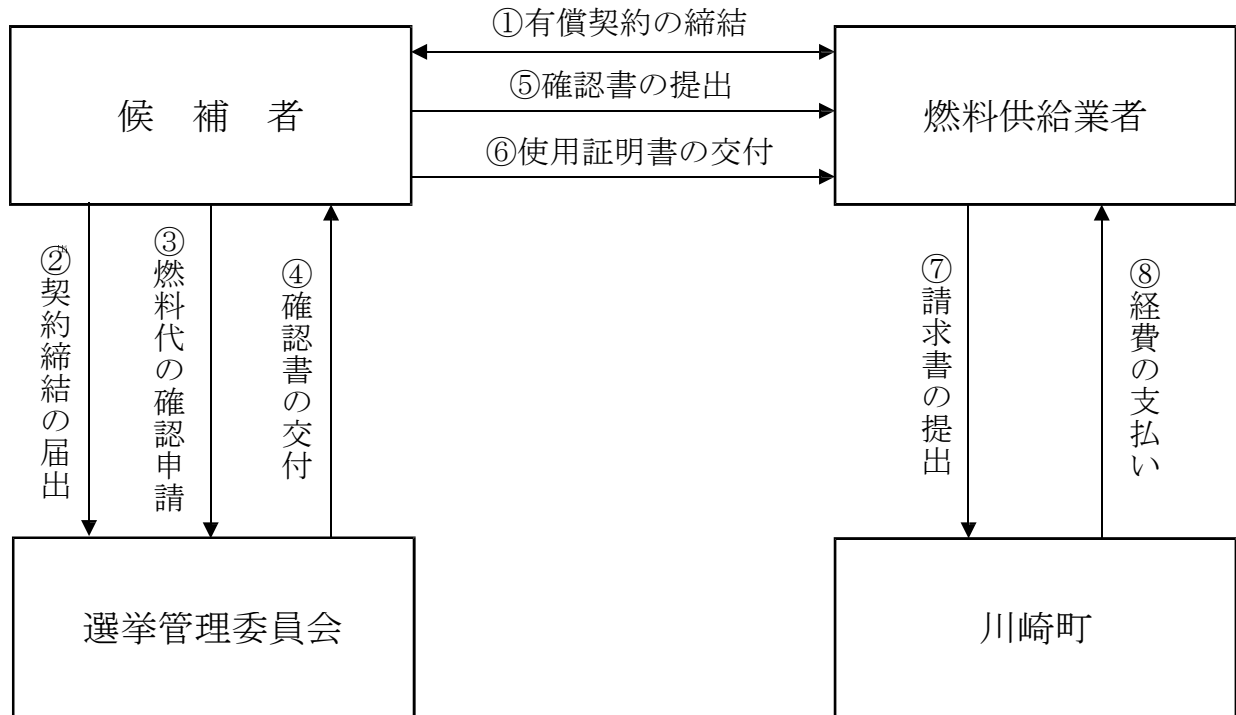


順序	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	・選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→選管)	・契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	使用証明書の提出 (候補者→借入業者等)	・選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (借入業者等→町)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 ・請求内訳書【別紙(その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町→借入業者等)		

- 注 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は川崎町へ④の請求をすることはできません。
- 2 川崎町に対する上記の請求については、川崎町選挙管理委員会で受け付けます。



## 選挙運動用自動車の使用 (燃料代)

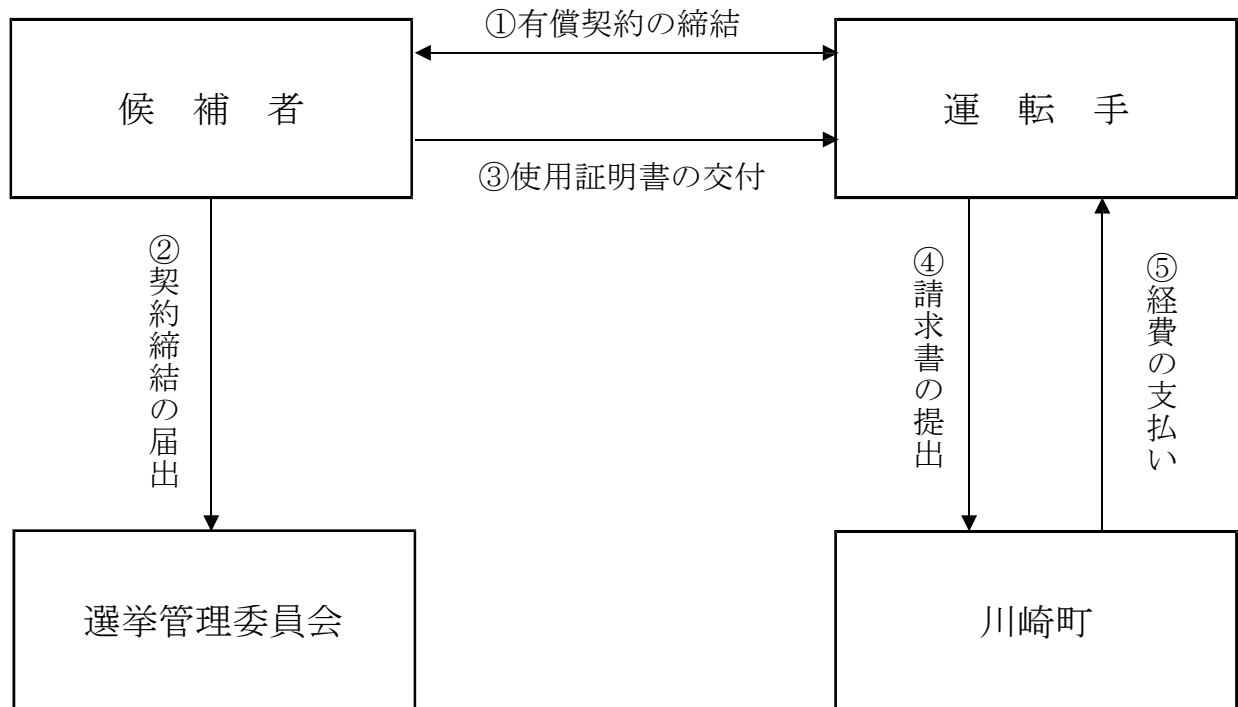


順序	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	・選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→選管)	・契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者→選管)	・確認申請書(自動車燃料代) 【様式第2号(その1)】	
④	確認書の交付 (選管→候補者)	・確認書(自動車燃料代) 【様式第3号(その1)】	
⑤	確認書の提出 (候補者→燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の提出 (候補者→燃料供給業者)	・選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者→町)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 ・請求内訳書【別紙(その3)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町→燃料供給業者)		

注 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は川崎町へ⑦の請求をすることはできません。

2 川崎町に対する上記の請求については、川崎町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用 (運転手の雇用)



順序	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送業者)	・選挙運動用自動車運転契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→選管)	・契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】	①の契約書の写し
③	使用証明書の提出 (候補者→運送業者)	・選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号(その3)】	
④	請求書の提出 (運送業者→町)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 ・請求内訳書【別紙(その4)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町→運送業者)		

- 注 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は川崎町へ④の請求をすることはできません。
- 2 川崎町に対する上記の請求については、川崎町選挙管理委員会で受け付けます。







# 自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

候補者 → 選管

様式第1号(その1)(第2条関係)

契約届出書(選挙運動用自動車の使用)

告示日以降の届出日を記載

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長 殿

契約書と同一の内容を記載

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

## 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

単価契約の場合に記載

## 2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年4月 日	川崎町大字〇〇番地 株式会社〇〇レンタカー 代表 〇〇〇〇	4月 日から 4月 日まで	75,000 円	
運転手の雇用	令和5年4月 日	川崎町大字〇〇番地 〇〇 〇〇 (運転手の氏名)	4月 日から 4月 日まで	50,000 円	
燃料代	令和5年4月 日	川崎町大字〇〇番地 株式会社〇〇石油 代表 〇〇 〇〇	筑豊〇〇〇 わ12-34		150 円/ℓ

自動車登録番号又は車両番号を記載

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 1の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び2の「契約内容」欄の「契約金額」(「運転手の雇用」を除く。)には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

# 自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

候補者 → 選管

様式第2号(その1)(第3条関係)

確認申請書(自動車燃料代)

告示日以降の届出日を記載

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長 殿

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

次の自動車燃料代につき、川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年4月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 株式会社〇〇石油  
代表者の氏名(法人の場合) 代表 〇〇 〇〇  
住 所 川崎町大字〇〇番地
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 筑豊〇〇〇わ〇〇-〇〇 (車両のナンバー)
- 4 確認申請金額 7,500 円

契約書と同一の内容を記載

金額は一致する

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	8,250 円	8,250 円
今回の購入金額(b)	7,500 円	7,500 円
燃料代計(a) + (b)	15,750 円	15,750 円
備 考		

## 備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から川崎町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「購入金額」欄及び「左のうち確認済又は確認申請金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 5 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 6 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 7 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(その1)(第3条関係)

確認番号 第 号

確認書(自動車燃料代)

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 2 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
筑豊〇〇〇わ〇〇-〇〇
- 4 確認金額 15,750 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、川崎町に支払を請求することはできません。
- 4 「確認金額」には、消費税額が含まれています。



自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

候補者 → 借入れ業者

様式第4号(その1)(第5条関係)

使用の最終日以降の証明日を記載

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和5年4月 日

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の  
内容を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

ハイヤー方式↓

レンタル方式↓

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏 名	川崎町大字〇〇番地 (株)〇〇レンタカー 代表 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
筑豊〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和5年4月 日	15,000 円
//	令和5年4月 日	15,000 円
//	令和5年4月 日	15,000 円
//	令和5年4月 日	15,000 円
//	令和5年4月 日	15,000 円
		備考

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が川崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、川崎町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
  - (1)以外の場合 16,100 円
- 「運送等金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び7の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、川崎町に支払を請求することはできません。

自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

候補者 → 燃料供給業者

様式第4号(その2)(第5条関係)

使用の最終日以降の証明日を記載

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和5年4月 日

契約書と同一の内容を記載

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川崎町大字〇〇番地 (株)〇〇石油 代表 〇〇 〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額(円)	備考
令和5年4月 日	筑豊〇〇〇わ〇〇-〇〇	55 ℓ	8,250 円	150 円/ℓ
令和5年4月 日	筑豊〇〇〇わ〇〇-〇〇	50 ℓ	7,500 円	150 円/ℓ
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	

単価契約の場合に記載

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料供給金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が川崎町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、川崎町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

候補者 → 運転手

様式第4号(その3)(第5条関係)

使用の最終日以降の証明日を記載

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和5年4月 日

選挙運動期間中の  
日付を記載

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の  
内容を記載

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手	住所	川崎町大字〇〇番地	
	氏名	〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和5年4月 日	10,000 円		
令和5年4月 日	10,000 円		
令和5年4月 日	10,000 円		
令和5年4月 日	10,000 円		
令和5年4月 日	10,000 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が川崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、川崎町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、川崎町に支払を請求することはできません。

自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

借入れ業者 → 川崎町

様式第7号(その1)(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付を記載

令和5年4月 日

川崎町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の  
氏 名  
電 話 番 号

川崎町大字〇〇番地  
(株)〇〇レンタカー  
代表 〇〇 〇〇 (印)  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 75,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

公費負担の限度額以下の  
金額を記載

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ まるまるれんたかー		
口座名義	(株)〇〇レンタカー		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

借入れ業者 → 川崎町

別紙(その2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

契約書と同一の内容を記載

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月 日	15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和5年4月 日	15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和5年4月 日	15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和5年4月 日	15,000 円	16,100 円	15,000 円	
令和5年4月 日	15,000 円	16,100 円	15,000 円	
計			75,000 円	

選挙運動期間中の日付を記載

請求書の金額と一致

備考

- 1 (ア)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

燃料供給業者 → 川崎町

様式第7号(その1)(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付を記載

令和5年4月 日

川崎町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の  
氏 名  
電 話 番 号

川崎町大字〇〇番地  
株〇〇石油  
代表 〇〇 〇〇 印  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 15,750 円 ←
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

公費負担の限度額以下の  
金額を記載

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ まるまるせきゆ		
口座名義	株式会社〇〇石油		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

燃料供給業者 → 川崎町

別紙(その3)

契約書と同一の内容を記載

(2)燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月 日	筑豊〇〇〇 わ〇〇-〇〇	150円 × 55ℓ = 8,250円			
令和5年4月 日	筑豊〇〇〇 わ〇〇-〇〇	150円 × 50ℓ = 7,500円			
計		15,750円	37,800円	15,750円	

選挙運動期間中の日付を記載

請求書の金額と一致

備考

- 1 (ア)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 (イ)の「計」欄には、確認書に記載された金額の合計を記載してください。
- 3 「請求金額」の「計」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 5 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。



自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

運転手 → 川崎町

様式第7号(その1)(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付を記載

令和5年4月 日

川崎町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の  
氏 名  
電 話 番 号

川崎町大字〇〇番地

〇〇 〇〇 印  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 50,000 円 ←
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

公費負担の限度額以下の  
金額を記載

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	まるまる まるまる		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。



自動車・燃料・運転手との個別契約の場合

運転手 → 川崎町

別紙(その4)

契約書と同一の内容を記載

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和5年4月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			50,000 円	

選挙運動期間中の日付を記載

請求書の金額と一致

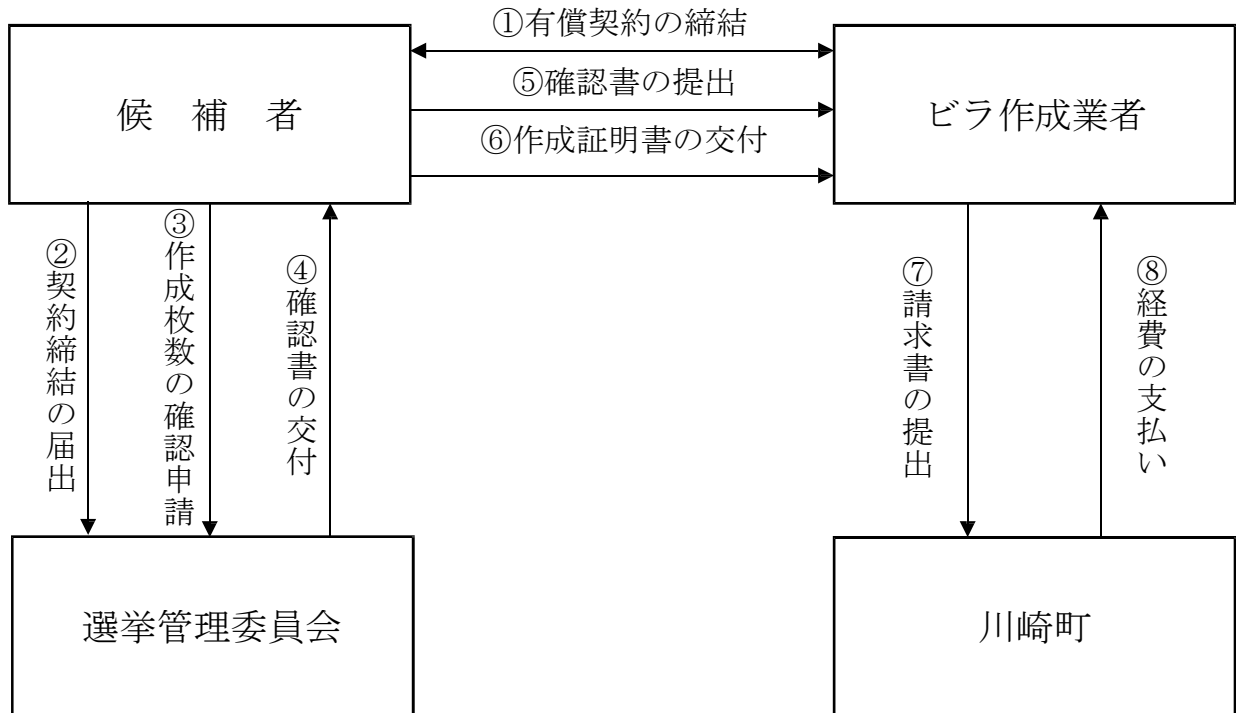
備考

「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

# ③

選挙運動用ビラの作成

## 選挙運動用ビラの使用



順序	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	・選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→選管)	・契約届出書(ビラ作成) 【様式第1号(その2)】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者→選管)	・確認申請書(ビラ作成枚数) 【様式第2号(その2)】	
④	確認書の交付 (選管→候補者)	・確認書(ビラ作成枚数) 【様式第3号(その2)】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の提出 (候補者→ビラ作成業者)	・ビラ作成証明書 【様式第5号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者→町)	・請求書(ビラの作成) 【様式第7号(その2)】 ・請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の使用証明書
⑧	経費の支払 (町→ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は川崎町へ⑦の請求をすることはできません。

2 川崎町に対する上記の請求については、川崎町選挙管理委員会で受け付けます。



候補者 → 選管

様式第1号(その2)(第2条関係)

契約届出書(ビラ作成)

告示日以降の届出日を記載

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長 殿

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年 4月 日	川崎町大字〇〇番地 株〇〇印刷 代表 〇〇 〇〇	1,600 枚	10,368 円	6円48銭/枚
		枚	円	
		枚	円	

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

候補者 → 選管

様式第2号(その2)(第3条関係)

確認申請書(ビラ作成枚数)

告示日以降の届出日を記載

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長 殿

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

次のビラ作成枚数につき、川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年4月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 (株)〇〇印刷  
代表者 〇〇 〇〇  
住所 川崎町大字〇〇番地
- 3 確認申請枚数 1,600 枚

契約書と同一の内容を記載

枚数は一致する

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	1,600 枚	1,600 枚
枚数計 (a) + (b)	1,600 枚	1,600 枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から川崎町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(その2)(第3条関係)

確認番号 第 号

確認書(ビラ作成枚数)

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 川崎町○○ 選挙
- 2 候補者の氏名 ○○ ○○
- 3 確認枚数 1,600 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、川崎町に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

候補者 → ビラ作成業者

納期後の日付を記載

令和5年4月 日

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川崎町大字〇〇番地 株式会社〇〇印刷 代表 〇〇 〇〇
作成枚数	1,600 枚
作成金額	10,368 円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が川崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、川崎町に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数 町長候補者 5,000 枚  
町議会議員候補者 1,600 枚
  - 限度額 7円73銭(単価)×確認された作成枚数=限度額  
\*1円未満の端数は、切上げ



ビラ作成業者 → 川崎町

様式第7号(その2)(第6条関係)

請 求 書  
(ビラの作成)

選挙期日後の日付を記載

令和5年4月 日

川崎町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の  
氏 名  
電 話 番 号  
川崎町大字〇〇番地  
(株)〇〇印刷  
代表 〇〇 〇〇  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 10,368 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

公費負担の限度額以下の  
金額を記載

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ まるまるいんさつ		
口座名義	(株)〇〇印刷		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書(ビラ作成枚数)及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎町に支払を請求することはできません。
- 3 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

別紙

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) = (A) × (B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) = (D) × (E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) = (G) × (H)	
円	枚数	円	円	枚数	円	円	枚数	円	
6.48	1,600	10,368	7.73	1,600	12,368	6.48	1,600	10,368	

契約書と同一の内容を記載

請求書の金額と一致

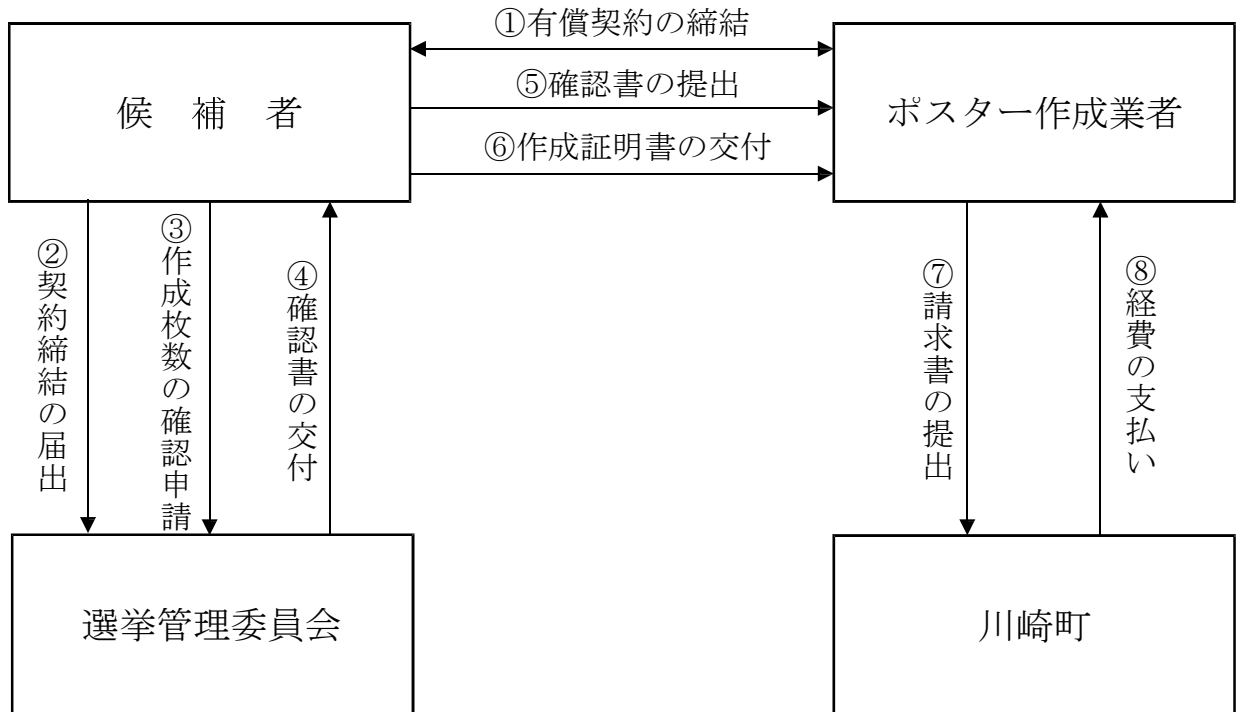
備考

- 1 (C)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

# ④

## 選挙運動用ポスターの作成

## 選挙運動用ポスターの使用



順序	手続	必要書類(様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	・選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者→選管)	・契約届出書(ポスター作成) 【様式第1号(その3)】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者→選管)	・確認申請書(ポスター作成枚数) 【様式第2号(その3)】	
④	確認書の交付 (選管→候補者)	・確認書(ポスター作成枚数) 【様式第3号(その3)】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の提出 (候補者→ポスター作成業者)	・ポスター作成証明書 【様式第6号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者→町)	・請求書(ポスターの作成) 【様式第7号(その3)】 ・請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の使用証明書
⑧	経費の支払 (町→ポスター作成業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は川崎町へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 川崎町に対する上記の請求については、川崎町選挙管理委員会で受け付けます。



候補者 → 選管

様式第1号(その3)(第2条関係)

契約届出書(ポスター作成)

告示日以降の届出日を記載

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長 殿

令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約書と同一の内容を記載

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年 4月 日	川崎町大字〇〇番地 株〇〇印刷 代表 〇〇 〇〇	73 枚	219,000 円	3,000 円/枚
		枚	円	
		枚	円	

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写し及びポスター作成仕様書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

候補者 → 選管

様式第 2 号(その 3) (第 3 条関係)

確認申請書(ポスター作成枚数)

告示日以降の届出日を記載

令和 5 年 4 月 日

川崎町選挙管理委員会委員長 様

令和 5 年 4 月 2 3 日執行 川崎町〇〇 選挙  
候補者 戸籍名を記載

次のポスター作成枚数につき、川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称  
代表者の氏名(法人の場合)  
住 所

令和 5 年 4 月 日  
(株)〇〇印刷  
代表 〇〇 〇〇  
川崎町大字〇〇番地

契約書と同一の内容を記載

- 3 確認申請枚数 73 枚

枚数は一致する

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	73 枚	73 枚
枚数計 (a) + (b)	73 枚	73 枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から川崎町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(その3)(第3条関係)

確認番号 第 号

確認書(ポスター作成枚数)

令和5年4月 日

川崎町選挙管理委員会委員長

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 2 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 3 確認枚数 73 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川崎町に支払を請求することはできません。



候補者 → ポスター作成業者

様式第6号(第5条関係)

ポスター作成証明書

納期後の日付を記載

令和5年4月 日

令和5年4月23日執行 川崎町○○ 選挙  
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川崎町大字○○番地 株式会社○○印刷 代表 ○○ ○○
作成枚数	73 枚
作成金額	219,000 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	73 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が川崎町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川崎町に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数

(2)限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

\*1円未満の端数は、切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成業者 → 川崎町

様式第7号(その2)(第6条関係)

請 求 書  
(ポスターの作成)

選挙期日後の日付を記載

令和5年4月 日

川崎町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の  
氏 名  
電 話 番 号

川崎町大字〇〇番地  
(株)〇〇印刷  
代表 〇〇 〇〇  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

川崎町議会議員及び川崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 219,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 川崎町〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

公費負担の限度額以下の  
金額を記載

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	かぶしきがいしゃ まるまるいんさつ		
口座名義	(株)〇〇印刷		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書(ポスター作成枚数)及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎町に支払を請求することはできません。
- 3 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

別紙

請求内訳書

当該選挙におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価	枚数	金額(C)	単価	枚数	金額(F)	単価	枚数	金額(I)	
	(A)	(B)	= (A) × (B)	(D)	(E)	= (D) × (E)	(G)	(H)	= (G) × (H)	
	円	枚数	円	円	枚数	円	円	枚数	円	
73 箇所	3,000	73	219,000	4,874	73	355,802	3,000	73	219,000	

契約書と同一の内容を記載

請求書の金額と一致

備考

- 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (C) 欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

\*1 円未満の端数は、切上げ

- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

## 令和 5 年度 口座振替払申出書

私に関する支払いについては、下記の預金口座へ口座振替払いしてください。

請求書の内容と一致

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人	
〇〇銀行	〇〇支店	普通	1234567	カタカナ	カブシキガイシャ
					マルマルインサツ
				漢字	株式会社〇〇印刷

※通帳の記載内容を確認して記入してください。姓名の間は一字あけて、濁点等（ゝ、゜）は一文字とします。

令和 5 年 4 月 日

選挙期日後の日付を記載

住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇  
川崎町大字〇〇番地

フリガナ カブシキガイシャ マルマルインサツ ダイヒョウ 〇〇 〇〇

債権者名 (株)〇〇印刷 代表 〇〇 〇〇

印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※債権者名は請求書に記載するものと同じ内容(法人名、代表者肩書・氏名等)で記入してください

川崎町会計管理者 殿

【担当課記入欄】 担当課名： 総務 課 庶務 係  
支払通知の可否： 要 ・ (否) (いずれかに○)

# 選挙運動費用の公費負担に関するQ&A

## 【 1 共通 】

Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。  
しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。  
実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面で締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

Q 4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

例：選挙運動用自動車の使用

⇒選挙期日の前日まで使用した場合は選挙期日の前日に交付。

選挙運動用ポスターの作成

⇒立候補届出日までに作成する場合は立候補届出日に交付。

※ 選挙公営の請求をする際に、必要とされる書類（業者が町長へ提出する請求書に添付）となります。

## 【 2 自動車の借入れ】

Q 5 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

Q 6 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 7 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 8 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。  
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。  
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 9 レンタカー業者からスピーカーを備えた車両を借りた場合、レンタル代金は全て公費負担の対象になりますか？

A 一般的に顧客に対して行われる車両賃貸借契約に含まれる費用であれば、限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q10 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。  
※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q11 選挙運動期間前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらいいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものです。  
公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入金分は公費負担の対象外となります。

Q12 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。  
また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。  
しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q13 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。  
ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ  
イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）  
したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q14 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q15 レンタカー業者から選挙運動用自動車として、様々な装備品のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。この場合オプション等の附帯料金は公費負担の対象になりますか？

(例) 附帯料金

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・免責保険料（任意保険）       | 1, 200円/日 |
| ・特別装備料（予備バッテリー）    | 1, 500円/日 |
| ・装備品使用料（ルーフキャリア）   | 1, 300円/日 |
| ・保険補償以外のサービスに係る保険料 | 500円/日    |

A 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途免責補償料を任意で契約し、支払う場合や看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は、公費負担の対象とはなりませんので、契約に含まれる場合には、契約書上に内訳を記載するか、契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q16 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象なりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。



### 【 3 燃料の供給 】

Q 1 7 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7, 7 0 0 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 1 8 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 1 9 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 2 0 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

## 【 4 運転手の雇用 】

Q 2 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転して  
らっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となりま  
す。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公  
費負担の対象になりません。

Q 2 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運  
動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運  
転は対象となりません。

Q 2 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となり  
ますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重な  
らない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が  
業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の  
対象となります。

Q 2 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その  
勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に  
基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象  
とはなりません。

Q 2 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派  
遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

## 【 5 選挙運動用ビラの作成 】

Q 2 6 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第 1 4 2 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 7 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- A
- ・枚数…町長選挙 5, 0 0 0 枚以内  
町議会議員選挙 1, 6 0 0 枚以内
  - ・種類…2 種類以内
  - ・規格…長さ 2 9. 7 cm × 幅 2 1 cm (A 4 版) 両面印刷が可能
  - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
  - ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 2 8 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

- A 次の方法により頒布することができます。
- ・新聞折込みによる頒布
  - ・候補者の選挙事務所内における頒布
  - ・個人演説会の会場内における頒布
  - ・街頭演説の場所における頒布

Q 2 9 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

- A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。  
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

## 【 6 選挙運動用ポスターの作成 】

Q 3 0 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q 3 1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 3 3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。  
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 3 4 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象となりません。

Q35 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。  
「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

ア	条例の限度枚数	73枚	イ	条例の限度単価	4,874円
ウ	実際の作成枚数	100枚	エ	実際の作成単価	3,000円

計算方法

- ・ (公費負担の対象枚数) ⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較  
アまたはウの少ない方 ⇒ 73枚 (A)

【正しい計算方法】

- ・ (公費負担の対象単価) ⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較  
イまたはエの少ない方 ⇒ 3,000円 (B)
- ・ (公費負担額) ⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。  
(A) (B)  
 $73 \text{枚} \times 3,000 \text{円} = 219,000 \text{円}$  (正しい請求金額)

【誤った計算方法】

- 「限度枚数 (73枚) × 限度単価 (4,874円)」で算出される額  
『355,802円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数  
(ウ) と実際の作成単価 (エ) を掛け合わせて算出した。  
(ウ) (エ)  
 $100 \text{枚} \times 3,000 \text{円} = 300,000 \text{円}$  (誤った請求金額)

## 【 7 選挙運動用葉書の交付・郵送 】

Q 3 6 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたって注意すべき点がありますか？

A 候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。通常葉書を使用できる枚数は町長選挙の場合は2, 500枚、町議会議員選挙の場合は800枚までと定められています。通常葉書の交付は、伊田郵便局で葉書の交付を受ける方法、又は、手持ちの通常葉書（私製を含む）に伊田郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。

差し出す場合は、直接ポストに入れず、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて伊田郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

なお、官製はがきを自己で購入した場合は、購入に係る経費は自己負担となります。

Q 3 7 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか？

A 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q 3 8 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか？

A 通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。

町選挙においては、公費負担の対象外です。